

報道資料



令和3年6月11日

6月14日から県内在住者に限定した宿泊助成キャンペーンを再開
～くまもと限定緊急宿泊助成事業（第2弾）～

本市では、県内における新型コロナウイルス感染症が減少傾向にあること及びまん延防止等重点措置の解除が決定したことを踏まえ、令和3年6月14日から「くまもと限定緊急宿泊助成事業（第2弾）」を再開し、観光客の誘客促進及び地元消費の拡大を図ります。

[事業の概要]

- 1 再開実施期間
令和3年6月14日（月）から令和3年8月31日（火）まで
- 2 対象者
 - (1) 県内在住の者
 - (2) 上天草市内の宿泊施設が設定した宿泊プランに予約し、期間中に宿泊した者
- 3 対象宿泊施設
 - (1) 上天草市内の観光体験、買い物券等をセットにした宿泊プランを設定した施設
 - (2) 新型コロナウイルス感染症について、十分な感染拡大防止対策を実施している施設

※対象施設及び宿泊プランの詳細は、天草四郎観光協会ホームページでご確認いただけます。
- 4 助成内容
宿泊費の2分の1を助成（上限5,000円／1人当たり）
- 5 その他
国のG・O・T・Oトラベルや県の宿泊助成事業との併用はできません。



(連絡先)

経済振興部観光おもてなし課

課長：前方正広 担当：寺中寛人

電話：0964-26-5512

FAX：0964-56-5107